

改正

平成31年3月26日条例第14号
令和元年9月26日条例第10号

鹿角市水道事業給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第9条）
- 第3章 給水（第10条—第19条）
- 第4章 料金及び手数料（第20条—第27条）
- 第5章 管理（第28条—第32条）
- 第6章 貯水槽水道（第33条・第34条）
- 第7章 罰則（第35条・第36条）
- 第8章 補則（第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿角市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申込みがあった場合、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

（開発行為等の事前協議）

第5条 給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、管理者とあらかじめ協議し、その同意を得なければならない。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事を行う者の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査

(使用材料の確認を含む。) を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにする必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更の工事)

第9条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する経費は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第10条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情及び法令又はこの条例による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度予告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(給水の申込み)

第11条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第12条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第14条 管理者は、給水するときは、使用水量を計量するため、給水装置に市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、メーターを自ら購入して使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

3 メーターの位置は、管理者が定める。ただし、その位置が工作物その他により不適当となったときは、管理者は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更させることができる。

(メーターの貸与)

第15条 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）は、善良な管理のもと注意をもってメーターを管理し、そのメーターを破損し、又は亡失したときは、市が定める損害額を賠償しなければならない。

(使用中止、変更等の届出)

第16条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

- (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防用以外に消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者又は代理人の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として消火栓を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。
- (私設消火栓の使用)
- 第17条** 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。
- 2 私設消火栓を消防以外に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いがなければならない。
- (水道使用者等の管理責任)
- 第18条** 水道使用者等は、善良な管理責任と注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- 4 管理者は、第1項の管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置を講ずることを指示することができる。
- (給水装置及び水質の検査)
- 第19条** 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。
- 第4章 料金及び手数料**
- (料金の徴収)
- 第20条** 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。
- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帶責任を負うものとする。
- (料金)
- 第21条** 料金は、別表第1に定める用途区分及び給水量を測定するメータ一口径区分による基本料金と使用量料金との合計額をもって月額料金とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、熊沢国有林地内後生掛集団施設地区全域の給水区域における料金は、別表第2に定める用途区分及び給水量を測定するメータ一口径区分による基本料金と使用量料金との合計額をもって月額料金とする。
- (料金の算定)
- 第22条** 管理者は、定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの検針を行い、その計量した使用水量をもって料金を算定する。
- 2 前項の規定により算定された料金は、定例日の属する月分とする。
- 3 管理者は、やむを得ない理由があると認めたときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。
- (使用水量及び用途の認定)
- 第23条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定する。
- (1) メーターに異常があったとき。
 - (2) 料率の異なる2種類以上の用途に水道を使用するとき。
 - (3) 使用水量が不明のとき。
 - (4) 用途その他の算定基準が事実と相違するとき。
- (中途使用等の場合の料金算定)
- 第24条** 前月定例日から当月定例日までの期間（以下この条において「期間」という。）の中途において水道の使

用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 期間の中途において使用を開始し、その使用日数が半月に満たない場合は、翌月に加算し、また半月を超える場合は、1月とみなして料金を算定する。
- (2) 期間の中途において使用を中止し、その使用日数が半月に満たない場合は、前月に加算し、また半月を超える場合は、1月とみなして料金を算定する。
- 2 期間の中途において使用する給水装置の用途又はメーターの口径に変更があったときは、その都度料金を算定することとし、その方法は、前項各号の規定によりこれを行う。
- 3 工事その他の理由により、一時的に水道を使用し、その使用日数が半月に満たない場合であっても1月とみなして料金を算定する。

(料金の徴収方法)

第25条 料金は納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、納入者から申出があった場合で、管理者がその必要を認めた者については、口座振替その他の方法で納付させることができる。

- 2 水道使用をやめたとき及び臨時に使用したとき又は用途等に変更があったときは、その都度料金を徴収する。
- 3 水道の使用の中止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しない場合であっても、その料金を徴収する。

(手数料)

第26条 手数料は、次に掲げる区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、納付の時期について管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 設計審査手数料

ア 新設又は改造（便所の水洗化のみのものを除く。）に係る審査（1申込みにつき）

メータ一口径	金額
25ミリメートル以下	2,500円
25ミリメートルを超え50ミリメートル以下	3,900円
50ミリメートルを超えるもの	4,900円

イ 改造（便所の水洗化のみのものに限る。）又は撤去に係る審査 1申込みにつき 1,500円

(2) 工事検査手数料

ア 現地検査（1申込みにつき）

メータ一口径	金額
25ミリメートル以下	3,100円
25ミリメートルを超え50ミリメートル以下	4,800円
50ミリメートルを超えるもの	6,200円

イ 書類検査 1申込みにつき 1,300円

(3) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1申込みにつき 30,000円

(4) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1申込みにつき 10,000円

(5) 栓開閉手数料

用途	手数料
家庭用	開栓又は閉栓を行う場合各1回につき1,120円
家庭用以外のもの	開栓又は閉栓を行う場合各1回につき1,730円

- 2 前項の手数料で、特別の費用を必要とするときは、その実費を加算する。

(料金等の減免)

第27条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料又はその他の費用を減免することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第28条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第29条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第21条の料金又は第26条の手数料を期限内に納入しないとき。
- (2) 所定の手続を経ないで、給水工事を行い、又は水道を使用したとき。
- (3) 水道の使用者が、正当な理由がなくて使用水量の計量又は法第17条第1項の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告してもなお改めないとき。

（給水装置の切離し）

第31条 管理者は、次の各号のいずれかに該当し、管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、15日以上所在が不明で、かつ、使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（損害賠償）

第32条 第三者又は水道施設等の利用者は、その責に帰すべき理由により、鹿角市水道事業が所有又は管理している水道施設等を汚損若しくは損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第6章 貯水槽水道

（管理者の責務）

第33条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導及び助言を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第34条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるように努めなければならない。

第7章 罰則

（過料）

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第14条第1項及び第3項によるメーターの設置、第22条第1項の使用水量の計量、第28条の検査又は第30条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第18条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第21条の料金又は第26条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
（料金等を免れた者に対する過料）

第36条 市長は、詐欺その他不正の行為により第21条の料金又は第26条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）

以下の過料を科することができる。

第8章 補則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（鹿角市水道料金及び手数料条例の廃止）

2 鹿角市水道料金及び手数料条例（昭和47年鹿角市条例第70号）は、廃止する。

（経過措置）

3 施行日前に鹿角市簡易水道条例（平成11年鹿角市条例第8号）、鹿角市水道事業の設置等に関する条例（昭和47年鹿角市条例第69号）並びに鹿角市水道料金及び手数料条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月26日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鹿角市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金の支払を受ける権利の確定されるものにかかる水道料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月26日条例第10号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第21条関係）

区分		水道料金（1月につき。消費税及び地方消費税を含む。）			
用途	口径	基本水量	基本料金	使用量料金	
				超過水量	超過料金
家庭用	13ミリメートル以上	8立方メートルまで	1,812円	1立方メートルにつき	208円
団体用	13ミリメートル以上	8立方メートルまで	2,077円	1立方メートルにつき	249円
	20ミリメートル以上	20立方メートルまで	4,970円	1立方メートルにつき	249円
	50ミリメートル以上	40立方メートルまで	10,898円	1立方メートルにつき	249円
営業用	13ミリメートル以上	8立方メートルまで	2,240円	1立方メートルにつき	259円
	20ミリメートル以上	20立方メートルまで	5,347円	1立方メートルにつき	259円
	50ミリメートル以上	20立方メートルまで	7,384円	1立方メートルにつき	259円
浴場用	40ミリメートル以上	100立方メートルまで	15,980円	1立方メートルにつき	178円
臨時用	13ミリメートル以上	8立方メートルまで	3,737円	1立方メートルにつき	488円
プール用	20ミリメートル以上	—	2,179円	1立方メートルにつき	173円

別表第2（第21条関係）

区分		水道料金（1月につき。消費税及び地方消費税を含む。）			
用途	口径	基本水量	基本料金	使用量料金	
				超過水量	超過料金
団体用	13ミリメートル以上	8立方メートルまで	2,077円	1立方メートルにつき	249円
	20ミリメートル以上	20立方メートルまで	4,970円	1立方メートルにつき	249円
営業用	13ミリメートル以上	1,000立方メートルまで	13,536円	1,000立方メートルを超える2,000立方メートルまで 1立方メートルにつき	9円
				2,000立方メートルを超える3,000立方メートルまで 1立方メートルにつき	7円
			16,174円	3,000立方メートル以上 1立方メートルにつき	5円
				1,000立方メートルを超える2,000立方メートルまで 1立方メートルにつき	9円
	20ミリメートル以上	1,000立方メートルまで	16,174円	2,000立方メートルを超える3,000立方メートルまで 1立方メートルにつき	7円
				3,000立方メートル以上 1立方メートルにつき	5円
			3,737円	1立方メートルにつき	488円
				1立方メートルにつき	
				1立方メートルにつき	
臨時用	13ミリメートル以上	8立方メートルまで			